

『所得税基本通達の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税基本通達については、所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）等により所得税法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

1 非課税所得（所法9）の改正に伴う整備

非課税所得の対象に、国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品を加える改正が行われたことに伴い、次の点を明確にする（所基通9-16の2、9-16の3）。

(1) 業務又は施設の利用に要する費用の範囲

非課税とされる業務又は施設の利用に要する費用には、業務又は施設の利用料そのもののほか、主食費等が含まれること。

(2) 非課税とされる金品の範囲

国等の子育て費用に対する助成の事業により、サービスの提供等に利用することのできる証券等（バウチャー）の交付を受け、その受けた証券等を本措置の対象となる子育て費用に充てた場合において、その充てた部分を区分しているときは、その充てた部分に対応する証券等については、本措置の適用があること。

2 寄附金控除（所法78）の改正に伴う整備

特定公益増進法人に対する寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかでないものが除外されたことに伴い、寄附金の用途を出資業務に限定して募集されたものなど、当該出資に関する業務に充てられることが明らかでない寄附金の具体例を示す（法人税基本通達の取扱いに準じた整備）（所基通78-9）。

3 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。